平成２３年（フ）第１２号
長崎県平戸市田平町山内免239番地４、従前の住所千葉県船橋市山手３丁目11番10号　サイドパーク山手Ｉ－７号
債務者　濱内　章太
１　決定年月日時　平成23年８月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月12日まで
５　免責審尋期日　平成23年10月７日午前10時
長崎地方裁判所平戸支部破産係

平成２３年（フ）第１４号
長崎県松浦市福島町塩浜免2124番地３、従前の住所神奈川県横浜市鶴見区下野谷町２丁目86番地１　レオパレスなかやま307号
債務者　志水　一海
１　決定年月日時　平成23年８月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月12日まで
５　免責審尋期日　平成23年10月７日午前10時
長崎地方裁判所平戸支部破産係

平成２３年（フ）第４５号
栃木県那須塩原市関谷1175番地34
債務者　上遠野　宏
１　決定年月日時　平成23年８月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月13日まで
５　免責審尋期日　平成23年10月13日午前10時
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２３年（フ）第１０９号
栃木県小山市神鳥谷1056番地２
債務者　山中　武夫
１　決定年月日時　平成23年８月17日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月13日まで
５　免責審尋期日　平成23年10月14日午後４時
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２３年（フ）第９６８号
東京都武蔵村山市大南５丁目68番地の２ティーコートみゆきＡ棟103号
債務者　根本　剛史
１　決定年月日時　平成23年８月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月13日まで
５　免責審尋期日　平成23年10月13日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第９８５号
東京都西東京市谷戸町１丁目23番７―405号
債務者　川島喜美子
１　決定年月日時　平成23年８月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月13日まで
５　免責審尋期日　平成23年10月13日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１０３０号
東京都日野市新町２丁目７番地の17
債務者　勝又　優仁
１　決定年月日時　平成23年８月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月13日まで
５　免責審尋期日　平成23年10月13日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１６５９号
横浜市緑区鴨居町824番地３　第２旭ハイツ101号
債務者　中別府　愛
１　決定年月日時　平成23年８月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月13日まで
５　免責審尋期日　平成23年10月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続終結

平成２０年（フ）第９４号
山口県萩市大字山田4838番地の１
破産者　株式会社村谷組
１　決定年月日　平成23年８月17日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
山口地方裁判所萩支部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２２年（フ）第４１６号
岩手県岩手郡岩手町大字川口第６地割33番地５
破産者　佐々木榮次
１　決定年月日　平成23年８月17日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第９１８号
神奈川県大和市鶴間１丁目17番１―804号
破産者　黒神　成子
１　決定年月日　平成23年８月17日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２０年（フ）第４４８号
宮崎県宮崎市清武町今泉甲139番地９　第５メゾン半九６号、開始決定時の住所宮崎県宮崎郡清武町大字今泉甲139番地９　第５メゾン半九６号
破産者　中武　　忠
１　決定年月日　平成23年８月17日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第２５６号
宮崎県児湯郡新富町大字新田17060番地１
破産者　田村みはる
１　決定年月日　平成23年８月17日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２３年（フ）第７７０号
京都市南区吉祥院嶋野間詰町61番地
破産者　キタサガ工業株式会社
１　破産債権の届出期間　平成23年９月８日まで
２　一般調査期日　平成23年９月22日午前11時
平成23年８月17日
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第３１２６号
札幌市北区北32条西４丁目３番７号
破産者　大高　幸吉
１　破産債権の届出期間　平成23年９月20日まで
２　一般調査期日　平成23年10月19日午後４時30分
平成23年８月17日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２７６７号
大阪府八尾市山本町２丁目４番17号
破産者　西村　秀樹
１　破産債権の届出期間　平成23年９月20日まで
２　一般調査期日　平成23年10月20日午後３時30分
平成23年８月16日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２４８３号
大阪府池田市豊島南２丁目231番地の１　レオパレスティートゥリー201、前住所兵庫県三田市香下570番地10
破産者　石原美惠子
１　破産債権の届出期間　平成23年９月22日まで
２　一般調査期日　平成23年11月10日午後３時30分
平成23年８月17日
大阪地方裁判所第６民事部